

長野市いじめ問題再調査委員会による「再調査報告書」に対する所見

長野市長
荻原 健司 様

令和 6 年 12 月 26 日

はじめに

本再調査委会では、学校で起こる「いじめ」は子どもの権利・人権の侵害だという観点から調査検証が成され、周りの大人の都合ではなく、子ども自身の主体的な意思決定によって権利や尊厳が守られることを目指した調査報告書となっている事に、賛同と感謝の思いです。

県内外から経験豊富な専門家を調査委としてお招きし、叡智を集結して長期に渡る細心な調査を尽くして頂きました。再調査開始時にはすでに当該いじめ事案発生から 8 年という年月が経過しており、証拠の保全、関係者の記憶の問題などから困難を極める調査となりましたが、前回調査では軽視されていた被害児童の人権や尊厳、明らかになりながらも指摘が避けられていた学校や教育委員会の対応の在り方についても報告書の中で提起や変更をして頂き、大方納得のいく報告書に取り纏めていただきました事を心から感謝申し上げます。

また、公平・公正に気をくばり各所調整を頂いた市長部局の方々にも、信頼関係の中で調査が終われる事に深く感謝いたします。

〔 調査報告書に対する所見（表題と頁は再調査報告書に準ずる） 〕

3 調査方法に関する考え方（P7）

（3）当時のクラスメイトに対して、情報提供依頼（アンケート形式）を実施したことについて

いじめ重大事態調査ではアンケート調査を行うことは全国で積極的に取り入れられている一般的な調査項目である事を再調査委から伝え聞いた。平成 29 年の前回調査では委員からアンケート調査についての提案は無く行われていない。本件発生から長い時間が経過していたが、当時のクラスメイトにアンケート調査を行っていただいた事には心から感謝の思いです。

「相当数の回答が寄せられた」とあり、平成 29 年の時点でアンケート調査を行っていたならば関係者の記憶も新しく、より正確に多くの情報が寄せられたのではないかと考えると大変悔やまれます。第三者委の知識や経験不足によって被害者側の不可逆的損失にならぬよう努めてほしい。

==本委員会における調査結果==

第 1 いじめ事実認定について（P8）

「基本的な事実経過は、前報告書添付別紙「事実経過一覧」の記載内容を引用する。」について

いじめ重大事態調査では、長野市教育委員会が当時の学校による記録等を基に作成した「事実経過一覧」を調査の主たる基礎資料としているが、保護者側は内容について事前確認の機会の無いまま調査が始まる。実際に、最終段階で再調査報告書（案）と共に渡された「事実経過一覧」には、事実とは異なる点、保護者の発言の一部だけを引用して印象操作をしている点、学校側の都合の悪い事実や発言は記されていない点など一方的な見方で構成されており、多くの齟齬が散見された。

「事実経過一覧」の信頼性・公正性は学校側だけでは担保されるものではなく、調査前に保護者側にも公平に事実経過についての確認と内容調整の機会が与えられるべきである。

(2) 本委員会の判断(P10)

ii 被害生徒に対する直接の聞き取り調査が出来なかった点について

被害生徒本人は聞き取り調査に応じる意思があり出向いたが、主治医である児童精神科医が同席の下であっても、いじめ（特に首絞め）の部分について答えることに忌避反応があり実施できなかった経緯がある。被害者の中で「いじめ」は発生時点だけで終わるものではなく、「いじめ後遺症」として長く残る続ける事も広く知られてほしい。

3 前報告書から変更すべき点 (P11、12)

「いじめ」に該当するB及びCによる行為により「トラウマ後ストレス反応」(PTSD)を発症したと判断し、医師の診断を尊重した点について

この事項について、全再調査委員一致での変更を決定して頂いた事は被害児童の尊厳を大きく回復するとともに、いじめ重大事態調査が被害児童・生徒への更なる権利侵害になってはならない事をお示しいただく内容にもなったと思っています。加えて、調査にご協力いただく医師や専門家の診断や判断に敬意を示し尊重する事の重要性も示していただきました。

前回調査にあたった長野市教育委員会による第三者委員会(長野市いじめ問題調査・解決チーム)では、調査過程で被害児童の主治医に二度にわたり意見書を求めている、医師は意見書の求めの内容から「自閉スペクトラム症だからPTSDを発症したと言わせたいようだった。」と言っており、実際に前報告書内で医師の意図とは異なる切り取りと引用で、「自閉スペクトラム障害だから比較的軽度とも捉えられるいじめ行為でもPTSDを発症した」と認定しているように解釈できる内容になっている。再調査ではこれに賛同できないとして変更となった。

前調査委の行った事は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」法第7条に反する差別に当たる違法な検証であることに加え、医師の診断を毀損する行為でいじめ第三者委員会としての資質は無いものと考えます。

第2 当該校及び市教委の本件発生時の対応について (P12～16)

前報告書内では、学校・市教委の当時の対応についての問題点、非違行為等についてほとんどの指摘がなされていなかった事から、今回の再調査ではその点について調査・検証を強く要望した。学校と市教委も調査対象でありながら調査主体であるという矛盾から、学校や教育委員会の対応について解明されず問題が温存されてしまう傾向にある。

調査主体を首長部局に置いた本再調査では、詳細に検証がなされ多くの問題が検出・把握された事で再発防止の重要な礎となると考えます。

(2) アンケート調査の破棄について (P14)

イ 校長・教頭・担任のいじめアンケートの保存期限に対する認識と記憶について

いじめアンケートは公文書として位置づけられており、保存期間が決まっている。

前調査委員会の聞き取り調査でも、当時クラスメイトに対して行われたいじめアンケートが担任によって既に破棄されていた事を把握していた。

公文書保存期間の違反及び破棄に加え、調査等に著しい支障をもたらしたことは重大な信用失墜行為であり懲戒処分の対象ですが、前報告書ではこの非違行為について一切触れておらず、市教委も把握していながらも県教委への報告を怠っています。

再調査ではアンケートの破棄について無責任にも「記憶にない」と答えており、時間経過による責任の回避を容認すべきではありません。前回調査の時点で県教委に報告し処分を検討すべきでしたが、現時点においても県教委への報告は必要だと考えます。

(4) 前報告書からの変更点 (P15)

前報告書では、被害児童の発達特性（自閉スペクトラム症）が把握できなかったがために、当該いじめ事案が発生したかのような評価となっていた。
被害者にいじめの原因を求めることは明らかな人権侵害であり、二次加害であるという認識が前調査委員会には希薄だったということが明らかになり、差別的な評価を覆していただいた事は被害児童の尊厳の大きな回復となりました。

第3 重大事態認定に至る市教委の対応について (P16、17)

被害児童在学中の平成27年2月6日に校長に宛てた要望書で、いじめ重大事態として取り扱う様に求めたが、学校は平成27年2月18日の返答で「本件について新しい事実が発覚した場合を除き、今後につきましては、事実経過につきこれ以上の報告書の提出は致しかねます」と答えている。つまり、いじめ重大事態として対応しないという返答をしており、被害児童の安全な学校参加を担保する気がないと判断し、引っ越しをせざるを得ないという決断に至った。

学校は「いじめ被害者が転校したら解決」との考えが根強い様だが、守ってくれるはずの学校の中の大人に被害者が排除を受けることで、更なる権利侵害が重複する悪循環となっている。この様な守るべき子どもを守らない学校の人権軽視の姿勢が、新たないじめを誘引している。人道的観点からも別室登校や転校の不利益は加害者が引き受けるべきで、被害者を守るモデル設計が喫緊に必要なだと考える。

2 重大事態認定から前委員会設置まで (P17、18)

当該いじめ事案は平成26年4月～5月に発生した。平成27年2月に学校に対し重大事態としての対応を求め、長野市教育委員会に対しては引っ越し後も何度か要望書を送っていたが、平成29年まで3年近くの間＜調査中＞として逃れていた。

当時の[]市議会議員の方が教育委員会との間に入って下さらなければ永遠に＜調査中＞のままであったろうと思われる。

イ 職能団体から送付された推薦状が紛失していた点について (P18)

この再調査において学校・教育委員会の公文書の破棄・紛失が発覚したのは2件目で、市教委における文書管理の在り方に問題があることが図らずも明らかになったわけだが、どんなに研修を重ねても改善されてこなかった過去を鑑みれば、教育委員会内部だけで文書管理するのではなく、学校設置者である市が介入し、管理の在り方を分散する仕組みで管理していく必要があると考えます。（提言で後述する）この紛失事案についても、県教委への報告と処分の検討を要望する。

《提言》

① 首長部局が主体となり独立した新たないじめ予防・対応・解決窓口の開設

我々が学校と教育委員会にいじめの対応や解決を求める過程で一番困った事は、被害者が希望する形での学校復帰は蔑ろにされ、学校が示す復帰の条件に合わせられなければ実質公教育から排除されてしまう点だ。再調査報告書にもあるように、「いじめという行為は成長発達権を侵害するもの」という観点を持った対応が学校によってとられているとは言えず、学校現場の意識転換を待っているだけでは現在いじめ被害に遭い権利侵害を受けている子ども達を救済することは出来ない。

その対応策として、子ども家庭庁、文科省の連携の下、首長部局が主体となり独自のいじめ対応・救済の仕組み作りにのりだしている自治体もある。また、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは、重大事態の調査主体は学校又は学校の設置者が行うとしており、その判断は学校設置者が行うことになっていて、長野市の場合学校設置者は長野市で、その権限で調査主体となる事が出来る事から、重大事態に対して行政的アプローチによる介入も可能である。

市長部局が主体となり子どもの人権に即した独自の「長野市モデル」で対応する、いじめ予防・対応・解決窓口の開設とその仕組みの早急な構築を要望します。

② 学校・教育委員会の文書管理を徹底させる仕組みの構築

教育委員会に当該いじめ事案を重大事態として取り扱うように求める過程で、いじめに関する自己情報開示請求と行政不服審査請求を行いました。

長野市個人情報保護条例の規定により、開示決定について審査請求があった場合、長野市市教育委員会には上級行政庁が存在しないため、長野市教育委員会が審査庁となって裁決を行っていることを知りました。つまり、開示の可否決定を全て教育委員会内で行っているため、今回のように非違行為に当たる公文書の破棄があった場合でも「非開示」と決定すれば、明るみになることはありません。このような仕組みの中では組織内で文書管理が甘くなるのは当然のことで、学校設置者である市も教育委員会の文書管理に関与し、管理の在り方を分散する仕組みで協働していく必要があると考えます。

長野市教育委員会の上級行政庁を長野市長に置き、審査庁として審査と裁決が行えるようにする事で、市民から信頼の得られる教育に係る公文書管理の在り方を目指していただく事を強く要望します。